

津市使用済み紙おむつ回収処分支援事業補助金交付要綱

令和 5 年 7 月 5 日訓第 4 5 号

改正 令和 6 年 3 月 2 8 日訓第 2 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の区域内に所在する民間保育所等における使用済み紙おむつの回収処分を推進することにより、保護者並びに保育士及び保育教諭の負担軽減を図るため、津市補助金等交付規則（平成 1 8 年津市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 民間保育所等 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 9 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業を行う事業所であって、国又は地方公共団体以外の者が設置したものをいう。
- (2) 0 歳児等 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 0 条第 4 項の教育・保育給付認定を受けた各年度の初日の前日における満年齢が 0 歳、1 歳又は 2 歳の児童をいう。
- (3) 事業 使用済み紙おむつを保護者に返却せずに、民間保育所等において回収し、処分する事業をいう。

(名称)

第 3 条 第 1 条の補助金は、「津市使用済み紙おむつ回収処分支援事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 4 条 補助金は、0 歳児等の利用定員を設定し、かつ、事業を行う民間保育所等を運営する事業者に対し、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、各月の初日に在籍する0歳児等の人数に250円を乗じて得た額を月額とし、当該年度において事業に着手した日の属する月から当該年度における事業を完了した日の属する月までの月分の合計額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、当該年度において事業に着手した日とする。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と定める書類は、使用済み紙おむつを民間保育所等で処分することが分かる書類とする。

(実績の報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、これを行わなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この訓は、決裁の日から施行し、令和5年7月1日から適用する。
- 2 令和5年度分の補助金に係る第6条の規定の適用については、同条中「当該年度において事業に着手した日」とあるのは、「令和5年7月31日(令和5年度において同日後に事業に着手する場合は、当該着手した日)」とする。

附 則(令和6年3月28日訓第21号)

この訓は、令和6年4月1日から施行する。